

施策 No.	政策名	子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり	主管課	国保年金課	主管課長名	田口 浩江
1-7	施策名	社会保障制度の健全運営	関係課	介護保険課、社会福祉課、健康推進課		

1. 施策の目的と成果把握

目的	施策の対象	対象指標名	単位	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
		市民	①桜川市人口	人	見込値	41,278	41,008	40,738	40,467
				実績値	41,278	40,483	39,692	38,905	
				見込値					
				実績値					
				見込値					
				実績値					
目的	施策の意図	成果指標名	単位	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	安心して社会保障を受けることができる。	①社会保障の健全運営にやや満足または満足している市民の割合	%	目標値	20.0	24.0	28.0	32.0	61.0
				実績値	17.6	17.6	63.6	60.0	
				目標値					
				実績値					
				目標値					
				実績値					
				目標値					
				実績値					
成果指標設定の考え方	○国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険、生活保護など様々な社会保障制度を構築し充実を図っているが、それぞれの財政運営は厳しく市民の負担も大きくなっているため、市民の社会保障制度への満足度を指標とする。								
成果指標の把握方法と算定式等	○対象の人口は、毎年10月1日の常住人口。 ○①社会保障の健全運営にやや満足または満足している市民の割合は、市民アンケートより求める。								

2. 施策の成果水準とその背景・要因

1) 現状の成果水準と時系列比較(現状の水準は以前からみて成果は向上したのか、低下したのか、その要因は?)

実績比較	<input type="checkbox"/> 成果がかなり向上した	<input type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば向上した	<input type="checkbox"/> 成果がほとんど変わらない(横ばい状態)
	<input checked="" type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば低下した	<input type="checkbox"/> 成果がかなり低下した	
背景・要因	○社会保障の健全運営に満足している市民の割合は、市民アンケートで令和元年度は63.6%であったが、新たな結果では令和2年度60.0%で3.6%減少した。 ○国民健康保険では、保険料の軽減判定基準額が改正され低所得者の軽減枠が拡大されるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度も設けられたが、コロナ禍により納税の負担感が増したことが満足度が低下した要因の一つと思われる。また、医療福祉費支給制度においても、平成29年度10月から対象者を高校生相当の外來まで拡大しているが、やはりコロナ禍によると思われる受診者数の減少が見られ、このことも満足度が低下した要因と思われる。		

2) 成果目標の達成状況

実績比較	<input checked="" type="checkbox"/> 目標値のすべてを上回った	<input type="checkbox"/> 一部の成果指標で目標値を上回った	<input type="checkbox"/> 目標値どおりの成果であった
	<input type="checkbox"/> 一部の成果指標で目標値を下回った	<input type="checkbox"/> 目標値のすべてを下回った	
背景・要因	○社会保障の健全運営に満足している市民の割合は、目標を大きく上回った。 ○国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・生活保護制度には多額の公費が投入されているが、医療保険制度や公的扶助等の社会保障の充実により市民満足度を得ている。		

3. 施策の成果実績に対しての総括と今後の課題・方針

施策の成果実績に対しての総括	今後の課題・方針
令和2年度で成果があった事務事業は、収納率向上対策事業、後期高齢者保険料収納事務、国民健康保険療養費等給付事務、生活困窮者住居確保給付金支給事務、生活保護事業(訪問・指導・保護費支給事業)であった。国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・生活保護制度などの健全運営は、社会保障制度のうえで重要な要素である。それらが機能して市民それぞれが生涯にわたり健康で共生でき、安心できるまちともいえる。 国民健康保険療養費等給付事務においては、被保険者の必要な保険給付を行うことで、医療保険制度や公的扶助等の社会保障制度の健全運営に満足している市民の割合が比較的高かった。超高齢化社会が迫ってきているため今後、公的資金の投入額を増やしていかなければ制度の維持自体が難しいと考えられる。 生活困窮者住居確保給付金支給事務については、コロナウイルス感染症の影響もあり4名の方への支給があり、今後状況に変化がない場合は支給申請件数や受給者の増加も考えられる。生活保護事業(訪問・指導・保護費支給事業)については必要な対応が行われており、社会保証制度の最後のセーフティネットとしての役割として十分な機能を果たしていると考えられる。	令和2年度現年度分の国民健康保険税徴収率は94.28%、後期高齢者保険料徴収率は99.41%、介護保険料徴収率は99.00%であり公平な受益者負担の実現を追求している。 国民健康保険制度は、平成30年度から茨城県が運営主体となったが、保険税体系が旧市町村ごとに異なることから令和4年度より賦課方式の統一予定である。 生活困窮者住居確保給付金支給事務は、今後も新型コロナウイルス感染症の影響を多大に受けることから、その動向次第では申請件数の増加も考えられる。前年度同様多めの予算を確保することで増加が予想される申請者に対応できるようにする。同時に生活保護事業(訪問・指導・保護費支給事業)もその影響を受けることが考えられるため、適切な訪問を行うとともに生活や家計について被保護者世帯に助言を適宜行うよう対応する。